

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から14年10月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年4月から同年9月までは、当初、26万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年4月に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、26万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても22万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年4月から同年9月までを含む同年4月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支

払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から同年9月までの期間及び11年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月から同年9月まで  
② 平成11年6月から同年12月まで

私の年金は、結婚前は厚生年金だったので、国民年金には未加入だった。申立期間の国民年金保険料については、結婚後に未納の書類が届きA社会保険事務所（当時）へ現金を持参しまとめて納付した。保険料は、3万6,000円ぐらいだったと思う。10年も経過したので領収証は手元に無いが、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後にA社会保険事務所へ納付書を持参して申立期間の国民年金保険料約3万6,000円を納付したと主張している。

しかし、申立期間当時の国民年金保険料は、月額1万3,300円であり申立期間の保険料は合計で11万9,700円となることから、申立人が記憶している保険料の納付金額と相違している上、申立人が記憶している納付書及び領収書の色や形状も相違している。

また、申立人は「A社会保険事務所の窓口において、保険料納付の後、持参した年金手帳に国民年金の加入期間を記入してもらった。」と回答しているが、申立人から提出された年金手帳の「国民年金の記録(1)」の欄に押されている「B」のゴム印は、C市D区役所が使用しているもので、当該区役所において国民年金の加入記録が記入された際に押印された<sup>ところ</sup>と推認されることから、申立内容に齟齬が認められる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚した後も、任意で国民年金に加入し保険料を納付した。申立期間当時年金を払えないような事情は無く、任意加入の喪失の届出をしたはずはない。保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した後も、任意で国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 2 月 3 日付けで国民年金の強制被保険者から任意加入被保険者への種別変更し、その後、60 年 4 月 22 日付けで被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日付けで第 3 号被保険者となっていることが確認できるところ、その記録は、A 市が作成した国民年金被保険者名簿の記載内容と一致しており、申立期間において、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失していたことがうかがえる。

また、昭和 60 年度に申立人が国民年金保険料を納付し続けていた場合には国民年金保険料の還付が発生し、その記録が国民年金被保険者名簿に記載されるはずであるが、同名簿の当該個所には、納付の必要が無い旨の斜線が引いてある上、還付記録も無いことから、申立人は、同年 4 月 22 日に任意加入被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。